

**令和2年度
週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】
(R2. 4月版)**

(週休2日・現場閉所の試行工事の運用について)

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

令和2年度

令和2年4月1日以降入札手続き(公告)開始工事

定義 週休2日・現場閉所工事の試行

□ 週休2日の実施とは・・・

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

○ 発注者指定方式

発注者が、週休2日(4週8休以上)に取り組むことを指定する方式

○ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

□ 発注

原則、全ての工事を対象に、発注者指定または受注者希望方式のいずれかの方式で発注現場閉所が馴染まない工事については、原則、交替制による発注を検討

- ・本官工事は、発注者指定方式を基本
- ・分任官工事でも、全国企業が参加する工事等※1は原則発注者指定方式で実施。
- ・また、発注者指定方式は原則「重点モデル工事※2」として実施。
- ・上記以外は受注者希望方式を基本として実施。

※1:①一般土木B、舗装A、鋼橋上部、PC等の全国企業が参加する工事

②地元企業向けで適性工期が確実に確保できる工事

※2:重点モデル工事とは、契約後に事務所に「重点モデル工事プロジェクト」を設置し、週休2日(4週8休以上)の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、発注者が積極的に支援を行う工事

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

その他定義

○ 対象工事について

令和2年4月1日以降に入札手続を開始する工事。但し、以下の工事は除く

- 現場施工が1週間未満の工事
- 「緊急対応作業が含まれる標準的な作業でない工事」

また、当初週休2日対象外案件として契約済み工事についても、取り組みが可能なものについては積極的に取り組むものとする。

○ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、**受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。**

○ 現場閉所

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(現場作業としてあつかわない例)

巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応、災害対応など監督職員が認めたもの 等々

○ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率※」という)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※ 現場閉所率(%) = 現場閉所日 / 対象期間

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

令和2年度

令和2年4月1日以降入札手続き(公告)開始工事

積算

週休2日・現場閉所工事の試行

○週休2日制に取り組む際の必要経費の計上（補正係数）

週休2日(4週8休以上)の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

項目	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- ①. 4週8休以上：
現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上
- ②. 4週7休以上4週8休未満：
現場閉所率が、25.0% (7日/28日)以上、28.5%未満
- ③. 4週6休以上4週7休未満：
現場閉所率が、21.4% (6日/28日)以上、25.0%未満

○補正方法

■発注者指定方式：当初予定価格に、①. 4週8休以上達成を前提とした補正係数により各経費等に計上済み。

↓

達成状況確認後に、①. 4週8休に満たない場合は補正分を減額変更。

■受注者希望方式：当初予定価格に、①. 4週8休以上達成した場合の補正係数により各経費に計上済み。

↓

達成状況確認後に、②. 4週7休以上4週8休未満、③. 4週6休以上4週7休未満、4週6休未満など、達成状況に応じて補正分を減額変更。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

確認

平成30年度から変更なし

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

工期内において、現場閉所日数を確認できる資料(エクセル表等)で確認する。受注業者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間より現場閉所率を算出する。

【現場閉所】

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
(雨天や天候による閉所も含まれる。)

〔参考例〕

工期:273日(夏季休暇3日、年末年始6日含む)

- 工期内の対象期間における、現場閉所日数を確認。
- 対象期間:工期【273日】－工事着手前の日数【10日】
- －夏季休暇【3日】－年末年始等【6日】＝254日

算定例1:現場閉所日【80日】の場合＝80日／254日
31.4% ≥ 28.5% ∴ 4週8休以上

算定例2:現場閉所日【69日】の場合＝69日／254日
27.1% ≤ 28.5% ≤ 25.0% ∴ 4週7休

算定例3:現場閉所日【54日】の場合＝54日／273日
19.7% < 21.4% ∴ 4週6休未滿(補正なし)

※現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

確認イメージ例(一部)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
		工事着手日				現場閉所
8	9	10	11	12	13	14
現場閉所	現場閉所					現場閉所
15	16	17	18	19	20	21
現場閉所	変更→	現場閉所日	現場閉所日	←変更		現場閉所
22	23	24	25	26	27	28
現場閉所	現場閉所					現場閉所
29	30	31				
現場閉所		工事完了日				

※ 黒字は計画、赤字は変更箇所

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

確認(補足)

平成30年度から変更なし

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

- 現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどを用いて確認し、受注者へ負担となるような作成等は求めないこと。
- 現場閉所日は、土日、祝日にはこだわらず、週休2日(4週8休以上)とする。
全体工期分について、精算変更前までに確認を行う。
- 雨天も含めて現場閉所はカウントする。(天災等により1日作業を中止した場合も含める。)
- 年末年始(12/29-1/3 6日)、夏季休暇(土日除く連続3日)は休日にも作業日にもカウントしない。
※年末年始は上記日程、夏季休暇は、日程の指定はしない。
(上記に、土日・祝日、雨天休日が含まれてもカウントしない)
- 鋼橋製作など、工場製作期間については、休日にも作業日にもカウントしない。
- 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- 工事着手とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より
42.工事着手
工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- 現場閉所とは、元請け、下請け含め、現場での作業を実施しないこととする。
- 現場とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より。
47.現場
現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
※現場以外での作業の有無については、契約外及び確認ができないことから、対象とはしない。
- 現場管理上、必要な作業を行う場合等として、作業日として扱わないものとする。
例:巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応、災害対応や準備など監督職員が認めたもの 等々
- 一時中止をした場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期するものとする。
- 実施の有無の確認は、精算変更前までに行い、精算すること。
- 施工箇所点における対象工事の場合、一工事として判断する(各地区毎に判断しない)
- 監督行為(施工プロセスチェック)等により、現場の稼働、閉所の確認できるときは定期的に行うこと。
※週休2日(4週8休以上)それだけの確認や全ての日、頻繁に確認はしなくても可。
- 上記により難しい場合、上記だけで判断が困難な場合は、本局技術管理課等へ相談すること。

項目	休日(現場閉所日)	現場作業日	備考
土・日・祝日	現場閉所日、作業日は、それぞれ確認した実施状況に応じてカウント。		
雨天等	○含むことができる	—	(天災等による中止含む)
年末年始・夏季休暇	×含めない	×含めない	
準備・後片付け	・準備:工事着手日から対象期間に含めて、上記に基づきカウントする ・片付け:工事完成日まで対象期間に含めて、上記に基づきカウントする		
製作期間	×含めない	×含めない	
施工箇所点	一工事にて判断する	一工事にて判断する	一部の地区だけ適用は基本しない

工事内容	契約日	(余裕期間)	工期開始期	準備	準備	工事(工期)	後片付け	(片付け)	工期終期	検査日							
											現場閉所日	夏期休暇	年末年始	雨天	パト	点検	内業
現場閉所日	—	—	—	○	×	◎	—	—	◎	◎	◎	×	◎	○	—	—	—
作業日	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※◎:必ずカウント ○:状況によりカウント ×:カウントしない —:対象外

成績(土木工事成績評定)

「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取り扱いについて」(平成30年4月25日付企画部技術調整管理官)による。

発注者指定方式

工事完成時に現場閉所による週休2日(4週8休以上)が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ「考査項目別運用表 別紙-2④. 7法令遵守等 8. その他」において減ずる措置を行う。

受注者希望方式

工事完成時に現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たない場合においても、減点評価は行わない。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

工期変更等調整会議の設置

- 週休2日の取組について、「設計変更協議会」の活用もしくは同メンバーにより、週休2日達成に向けて、積極的に取り組むための体制を平成30年度より構築済み。
- 今後、更なる取り組みの充実を図ることを目的とし、受注者から工期延期等申し出があった場合には、初回から事務所幹部が入った「工期変更等調整会議」の設置を行い、受注者から直接事務所幹部に協議出来る体制を構築し、迅速な意思決定を行うものとする。

「重点モデル工事プロジェクト」(案)

【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

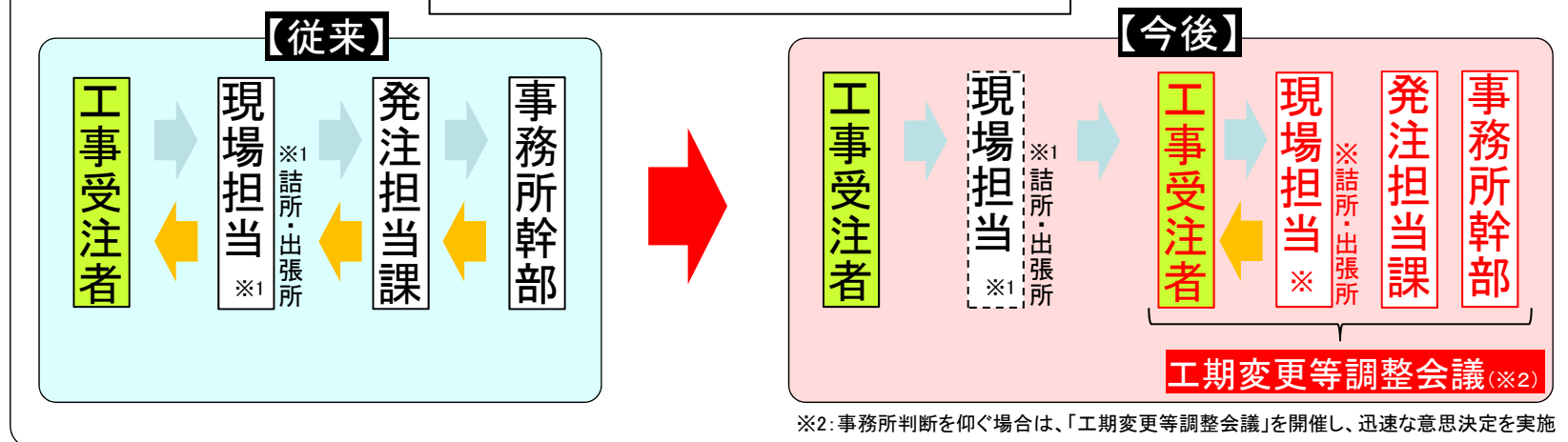
【開催頻度】

- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- **工期変更の必要が生じた場合**

【取組内容】

- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**

<工期変更における情報の流れ>



週休2日履行証明書交付の取り組み

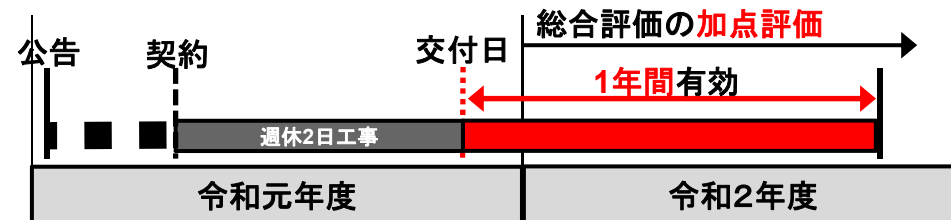
- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「**履行証明書**」を交付【平成31年4月1日以降に公告した工事を対象】
- 令和2年度の総合評価から、「**履行証明書**」を提出された企業の**加点評価**を行う

交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
 - 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
- ※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、**交付日から1年間有効**。
- 令和2年度の総合評価から、**全ての工事の加点評価を実施**。



<証明書>

(別紙2)

国 道 第○○第○○号
平成○○年○○月○○日
管理番号 00-00-週休3000

株式会社 ○○
○○ ○○ 殿

国土交通省 四国地方整備局長 印
または、
国土交通省 四国地方整備局
○○河川国道事務所長 印

週休2日履行証明書

当事務所発注の下記工事について、週休2日の履行を証明する。

工 事 名：平成○○年度 ○○地区道路改良工事
工 期：平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
発 注 日：平成○○年○○月○○日
受 注 者：株式会社○○
(建設業許可番号○○-○○○○○○)

週休2日の履行：4週○休
証明書有効期限：交付日から平成○○年○○月○日まで

達成状況を記載

総合評価

◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	5
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	10
	作業船	AS舗装施工体制	5
		工事で使用する作業船の保有	5
		環境負荷の低い作業船の使用	5
	ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	5
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	5
		週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価
技能者等の活用	登録基幹技術者の活用	5	
	特殊技術者の活用	5	

【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価

- ・ 4週8休以上
加点評価 3点
- ・ 4週7休以上、4週8休未満
加点評価 2点
- ・ 4週6休以上、4週7休未満
加点評価 1点

令和2年度 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

(週休2日交替制モデル工事の試行)

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

週休2日交替制モデル工事の試行

対象工事

現場閉所が馴染まない工事（土日・祝日等の休日に作業が必要となる通年維持工事や災害復旧工事など）
 ※契約済みの維持工事（複数年維持含む）も対象とすることができる

積算方法（補正係数）

■平均休日率

- 対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出
 ※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
 ※工期日数には年未年始、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一次中止している期間などは含まない。
- 全対象者の「休日日数の割合」を平均化

休日率の算出例

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請け）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請け）	××	100	25	25.0%	

28.5%以上のため
4週8休以上
を達成

- 補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する。
 ※対象となる技術者及び技能労働者は、対象工事に1ヶ月以上従事する者とする。

休日率	4週6休以上7休未滿 (21.4%以上25.0%未滿)	4週7休以上8休未滿 (25.0%以上28.5%未滿)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

- 原則、変更（指示）以降の期間（以下、確認対象期間という）について状況を確認する。
- 労務費の補正係数は、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じる。
 例）全体工期日数300日のうち、240日を確認対象期間とし、その中で4週8休以上を達成した場合
 ⇒労務費の補正係数は、 $1.00 + 0.05 \times 240 / 300 = 1.04$ で設定